

バリアフリー施策・ユニバーサルデザインの 考え方に基づく施策の推進について

平成27年2月3日(火)

国土交通省 総合政策局
安心生活政策課長 山下 幸男

1 「バリアフリー」と「ユニバーサルデザイン」

○障害者基本計画（平成14年12月閣議決定）

> バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

> ユニバーサルデザイン

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

○バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱

（平成20年3月28日バリアフリーに関する関係閣僚会議決定）

物理的な障壁のみならず、社会的、制度的、心理的なすべての障壁に対処するという考え方（「バリアフリー」）とともに、施設や製品等については新しいバリアが生じないよう誰にとっても利用しやすくデザインするという考え方（「ユニバーサルデザイン」）が必要

2 日本のバリアフリー施策等の流れ

- 1983年 「公共交通ターミナルにおける身体障害者用施設整備ガイドライン」策定
- 1991年 「鉄道駅におけるエレベーター及びエスカレーター整備指針」策定
- 1993年 「障害者基本法」改正
『障害者の自立と参加を促進する目的から交通施設について交通事業者は障害者の利用の便宜を図るよう努力義務を課すとともに、国及び地方公共団体も必要な施策を講じなければならない』
「障害者対策に関する新長期計画－全員参加の社会づくりをめざして－」を策定
『バリアフリー社会の構築を目指す』
- 1994年 「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（通称：ハートビル法）」施行
- 2000年 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（通称：交通バリアフリー法）」施行
→施設等のバリアフリー化について2010年までの整備目標を設定

2 日本のバリアフリー施策等の流れ

- 2001年 「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」策定
- 2005年 ユニバーサルデザイン政策大綱
- 2006年 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー法）」施行
→一体的、総合的なバリアフリー施策を推進するため、ハートビル法と交通バリアフリー法を発展的に統合
- 2010年 「移動等円滑化の促進に関する基本方針」改正
→施設等のバリアフリー化について2020年度までの整備目標を新たに設定（対象となる施設を5,000人以上/日→3,000人以上/日に拡充 等）
- 2013年 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称：障害者差別解消法）」成立（※2016年4月施行）
- 2014年 「日本再興戦略」改訂2014（6月24日閣議決定）
→2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等を見据えて、駅・空港における複数ルートของバリアフリー化や観光地周辺の駅のバリアフリー化など旅客施設や車両等の更なるバリアフリー化を推進すること等を決定

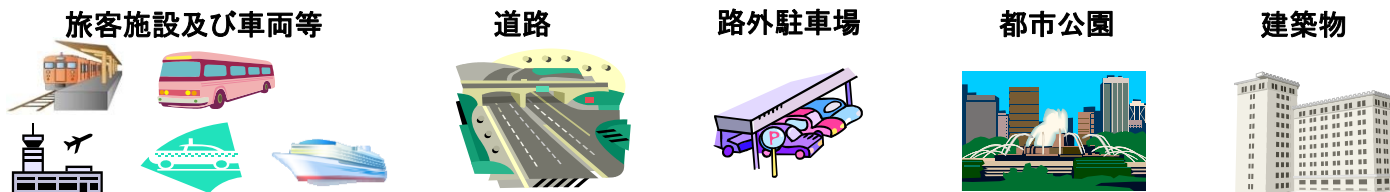
3 バリアフリー法の概要

平成18年12月に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)に基づき、高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進。

【高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（概要）】

1. 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

基本方針において各施設の整備目標を設定／新設等に際し移動等円滑化基準の適合義務(既設については努力義務)／公共交通事業者等の職員に対する教育訓練の努力義務



【基本方針（概要）】 ※平成23年3月改正

○移動等円滑化の意義及び目標

- ・旅客施設、車両、公園、建築物等について、平成32年度までの整備目標を設定

旅客施設：
3000人以上/日の施設について原則100%
(従前:5000人以上/日)

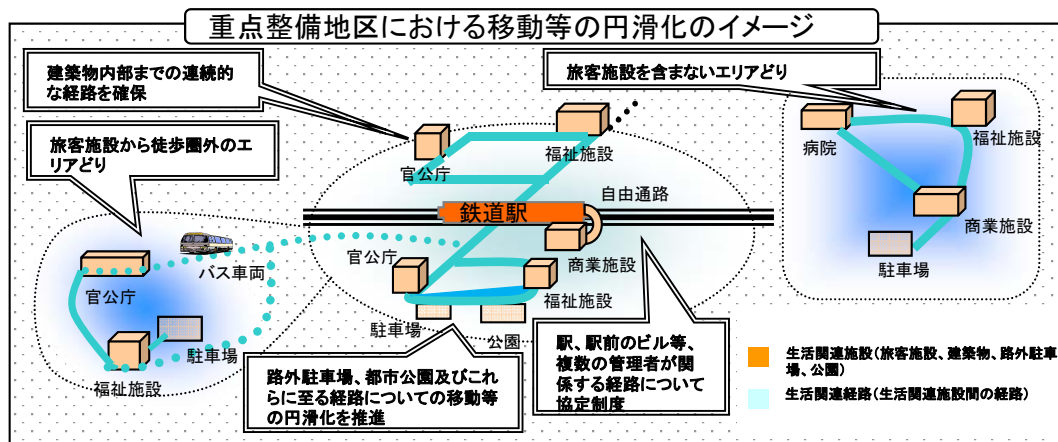
○施設設置管理者が講ずべき措置

- ・利用者のニーズに応じた適切な情報の提供
- ・適切な対応を行うよう継続的な教育訓練の実施の必要性

2. 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

市町村が作成する基本構想に基づき、重点整備地区において重点的かつ一体的なバリアフリー化事業を実施

★住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置



○基本構想の指針

- ・市町村が重点整備地区を定め各種事業を重点的かつ一体的に推進することの意義
- ・基本構想の作成・フォローアップに当たり、当事者の参画や提案制度の活用
- ・段階的かつ継続的發展を図る「スパイラルアップ」の推進

○その他移動等円滑化の促進

- ・国の責務として、スパイラルアップ及び心のバリアフリーの推進等
- ・地方公共団体の責務として、必要な条例等の制定等の推進

3. 心のバリアフリーの推進

バリアフリー化の促進に関する
国民の理解・協力の促進等

●車いすサポート体験



●視覚障害者サポート体験



●高齢者疑似体験



4 バリアフリー化の整備目標と達成状況

- 2010年にバリアフリー法に基づく基本方針を改正し、2020年度までの整備目標を設定。着実な達成に向けて取組を推進中。
- 複数ルートของ バリアフリー化等、2020年オリパラ東京大会に向けた更なる取組をバリアフリーWGにおいて検討中。

【基本方針における主な整備目標と現状】

		2010年度末 (参考)	2013年度末※1 (現状)	2020年度末 (目標)
(鉄道)	○鉄軌道駅	78%	83%	原則100%※2
	○鉄軌道車両	50%	60%	約70%
(バス)	○バスターミナル	79%	82%	原則100%※2
	○ノンステップバス	36%	44%	約70%
	○リフト付きバス等	3%	4%	約25%
(船舶)	○旅客船ターミナル	84%	88%	原則100%※2
	○旅客船	18%	29%	約50%※3
(航空)	○航空旅客ターミナル	92%	85%	原則100%※2
	○航空機	81%	93%	約90%
(タクシー)	○福祉タクシー車両	12,256台	13,978台	約28,000台
(道路)	○特定道路	74%	83%	原則100%
(都市公園)	○園路及び広場	47%	48%	約60%
(路外駐車場)	○特定路外駐車場	45%	51%	約70%
(建築物)	○特別特定建築物	49%	54%	約60%

※1 園路及び広場、特定路外駐車場については2012年度末の数値。

※2 旅客施設は段差解消済みの施設の比率。

※3 5000人以上のターミナルに就航する船舶は原則100%。

【その他】

		2010年度末 (参考)	2013年度末※1 (現状)	2020年度末 (目標)
(基本構想)	○基本構想の受理件数	359件	426件	—
(鉄道)	○ホームドアの設置数	484駅	583駅	800駅※4

※4 交通政策基本計画（原案）における整備目標

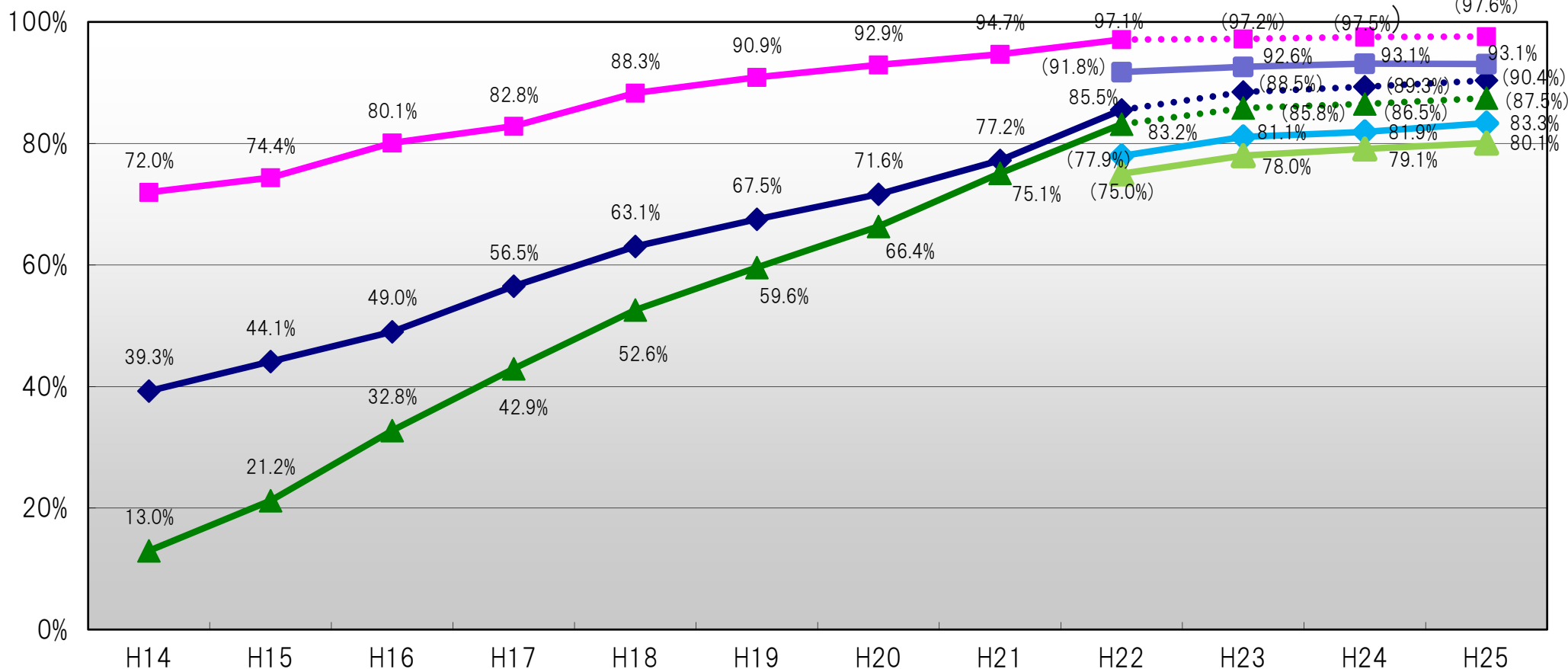
5 旅客施設におけるバリアフリー化の推移

○整備目標の達成状況

- 一日当たり平均利用者数5,000人以上の旅客施設については、バリアフリー化が着実に推進。
- 平成23年の基本方針改正による新たな目標についても、着実に進捗。

【旅客施設のバリアフリー化の推移】

旅客施設におけるバリアフリー化の推移 (H25年度公共交通移動等円滑化実績等報告)



1日当たりの平均的な利用者数が5,000人以上
(H23年度の数値については参考)

● 段差解消 ● 視覚障害者誘導用ブロック ▲ 障害者用トイレ

1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上
(H22年度の数値については参考)

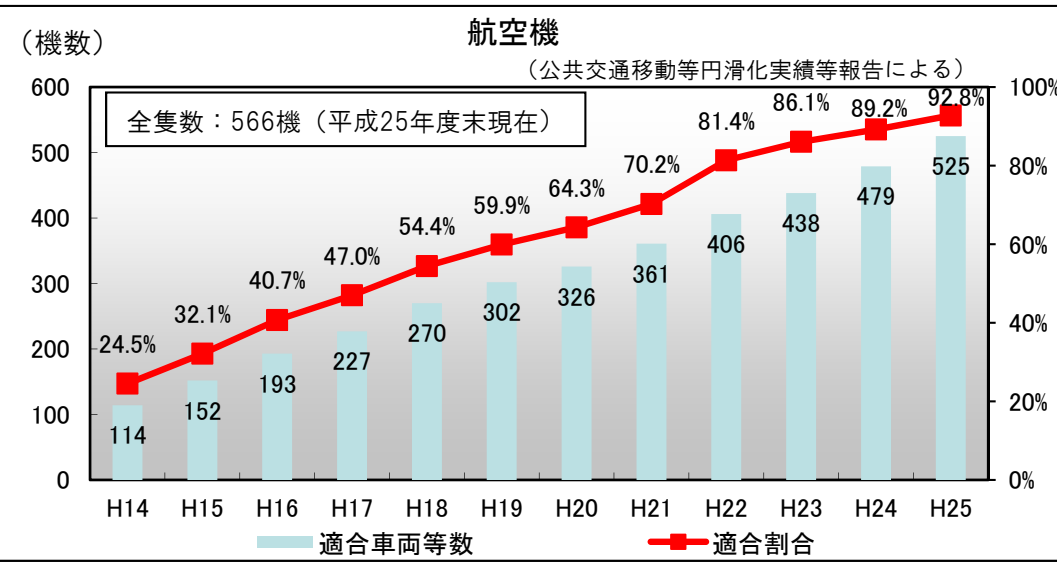
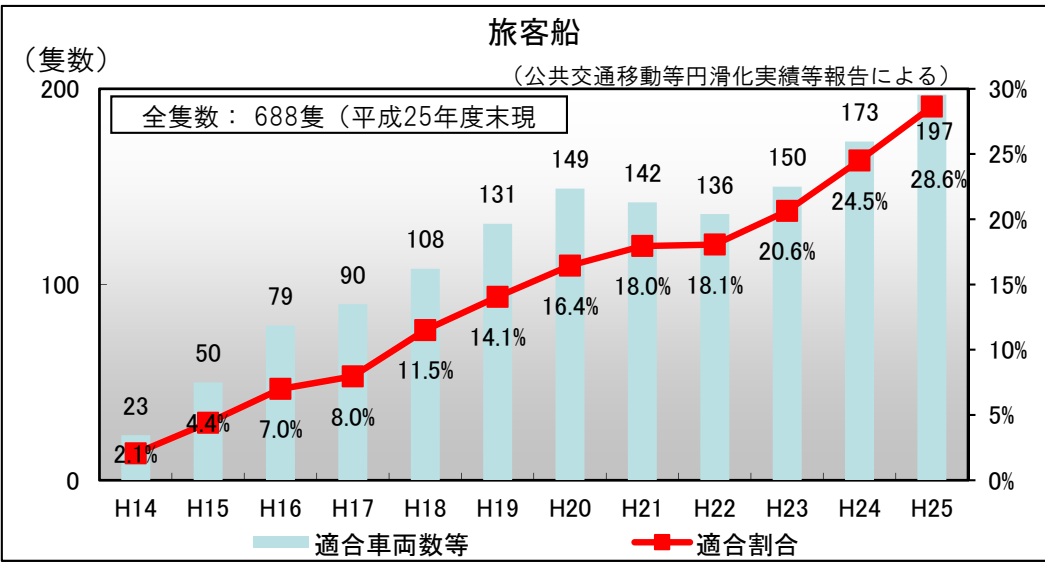
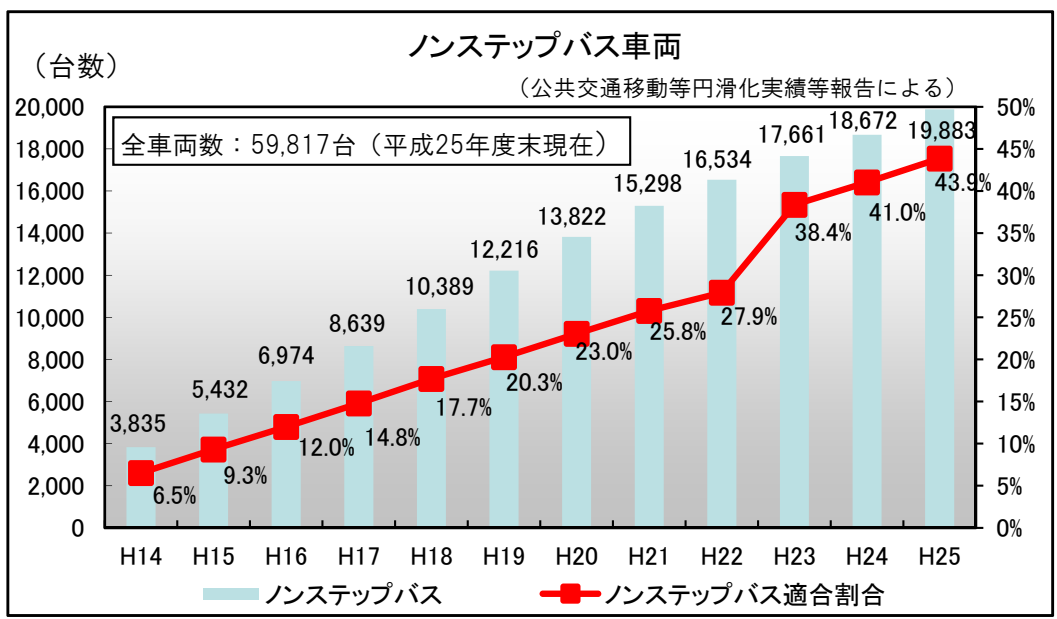
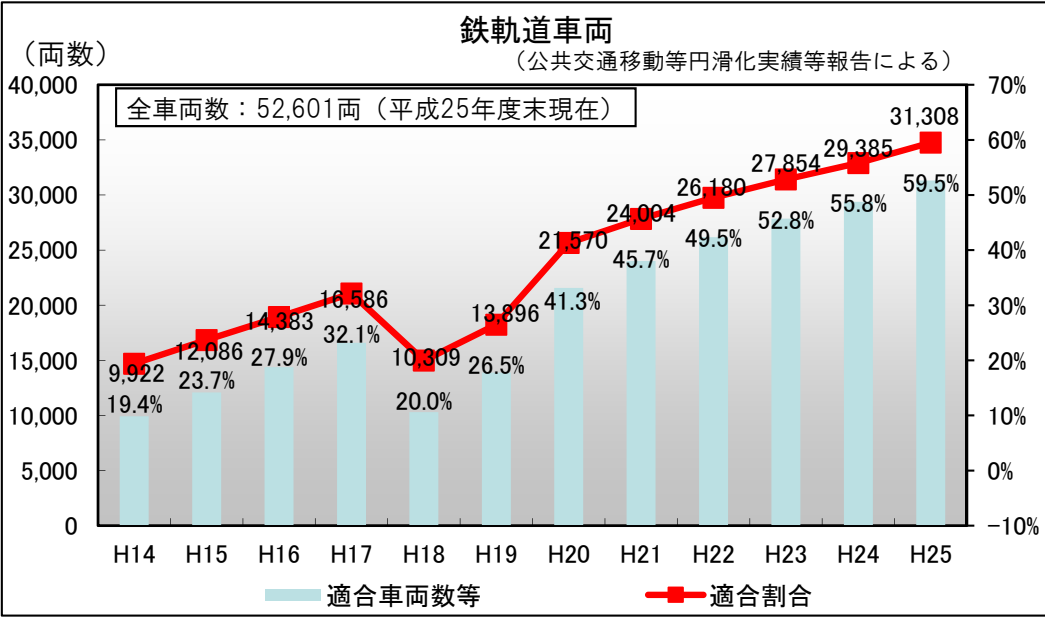
● 段差解消 ● 視覚障害者誘導用ブロック ▲ 障害者用トイレ

6 車両等のバリアフリー化の推移

○概ね順調にバリアフリー化が進捗。
 ○平成23年の基本方針改正による新たな目標の達成に向けても、着実に進捗。

【車両等のバリアフリー化の推移】

公共交通移動等円滑化実績等報告(平成25年度末現在)による

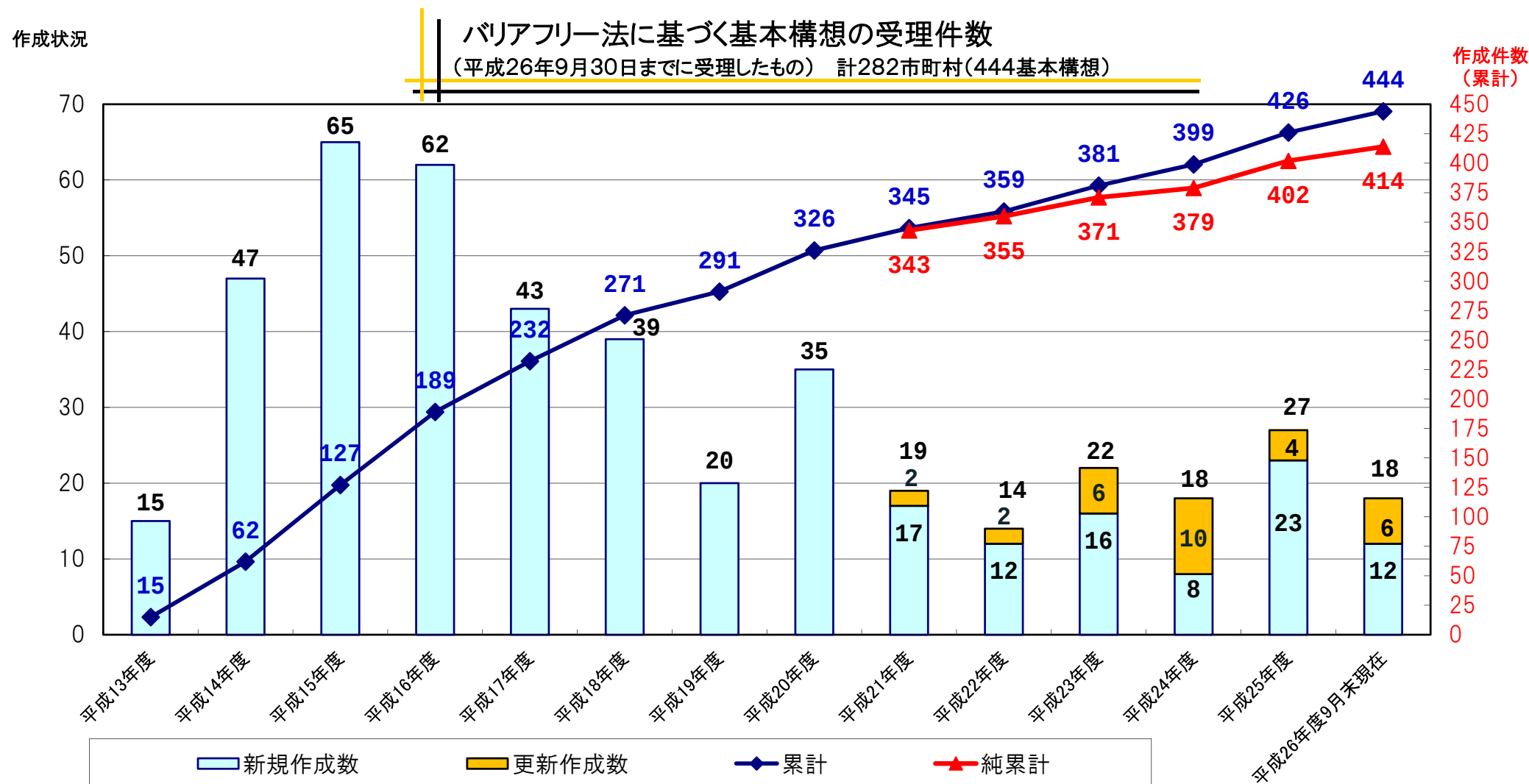


7 基本構想の作成状況

○基本構想の作成状況

○平成26年9月末時点で、計282市町村、444基本構想が受理されているに過ぎず、全国の市町村数(1,741市町村)と比較すると十分な数に達しているとはいえない状況。

○平成25年度の受理件数は27件(うち、新規23件)で、ここ数年では件数が多い方であるが、全体的に水準は低調な状況。

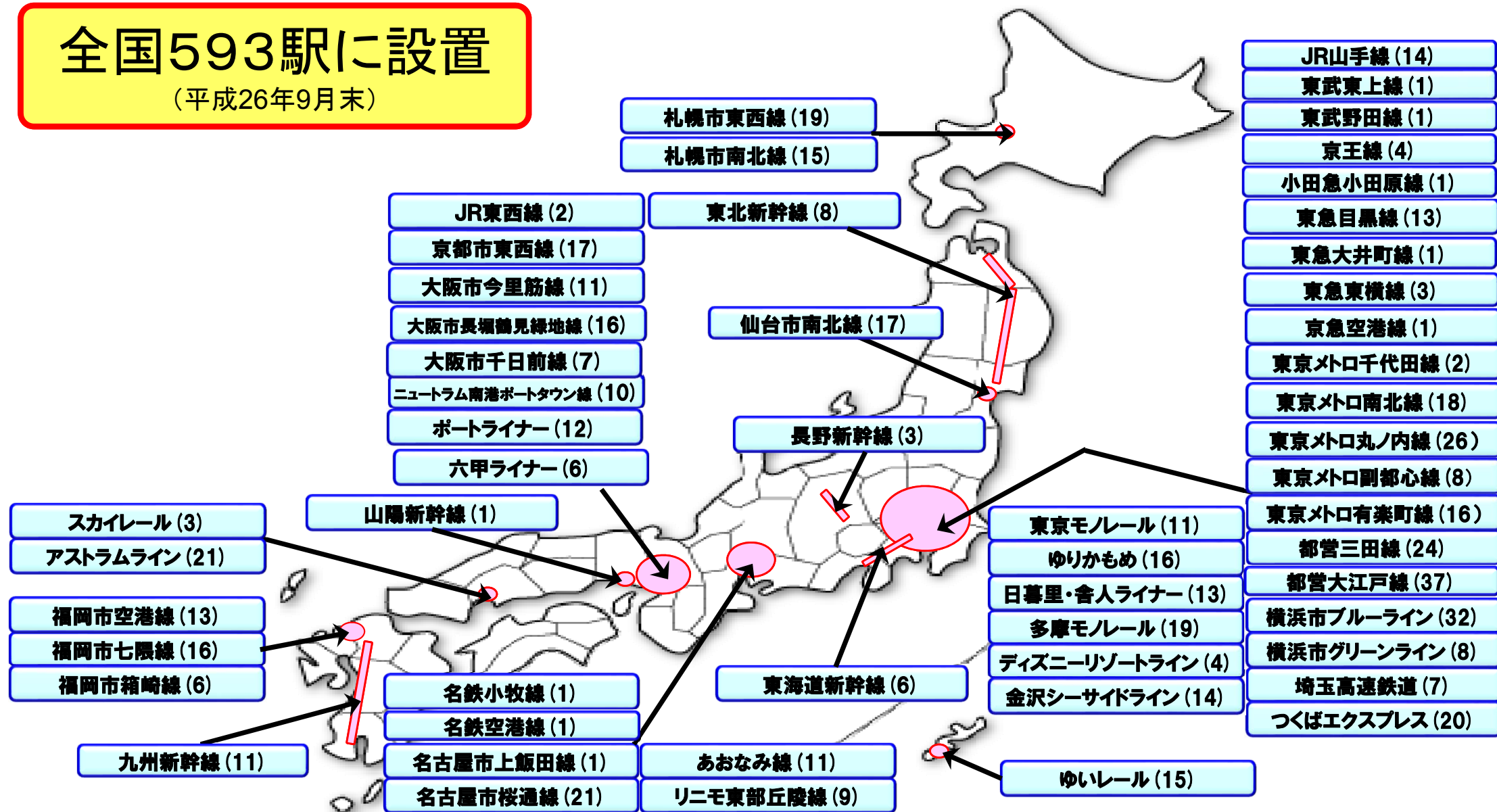


8 ホームドアの設置状況(平成26年9月末)

- 平成26年3月末に比べ、全国のホームドア設置数は10駅増加し、合計で593駅。
- 交通政策基本計画(2月中に閣議決定予定)において、2020年度までに800駅を整備する目標を盛り込む予定。
- 今後も引き続き、補助等の財政支援や技術開発支援により、設置を進めていく予定。

全国593駅に設置

(平成26年9月末)



9 心のバリアフリーの推進

○バリアフリー教室

○「心のバリアフリー」を推進するための国の取組みとして、国民に対し高齢者、障害者等の置かれた状況を模擬体験する等の啓発活動の内容とする「バリアフリー教室」を開催。（各地方運輸局等において年間200回程度開催）

【車いすサポート体験】



列車乗降体験



券売機操作



バス乗降体験

【視覚障害者サポート体験】



視覚障害者誘導用ブロック体験

【高齢者疑似体験】



階段昇降体験

10 ユニバーサルデザインの考え方に基づく施策の推進

○多機能トイレの適切な利用促進方策

●多様な利用者に配慮したトイレの整備方策に関する調査研究

駅や建築物などに、近年、子ども連れなども利用できる多機能トイレが数多く設置。



車いす利用者などの障害者だけではなく、**高齢者、子ども連れ**などによる利用が集中し、**車いす利用者が使いにくくなっている**という指摘

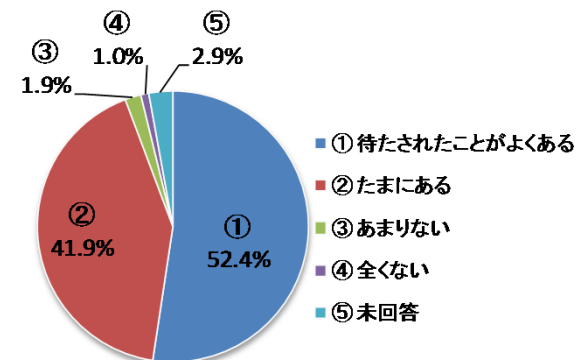


多機能トイレの利用実態を調査し、今後のトイレ整備のあり方についてとりまとめるとともに、**一般利用者のマナー向上に関するパンフレットを作成**(平成24年3月)。

<調査結果概要>

1. 車いす使用者のうち約94%の方が、多機能トイレで待たされた経験がある。
2. 多機能トイレで待たされた車いす使用者のうち約83%の方が子ども連れ、約71%の方が障害者に見えない人が多機能トイレから出てくることを経験している。
3. 車いす使用者のうち約75%の方が、多機能トイレが不足していると感じている。

3-1.多機能トイレで待たされた経験 (n=105)



思いやりの心を持って トイレを利用しましょう!

国土交通省 総合政策局 安心生活政策課

車いすを使用する方は、多機能トイレが
使えないことがあり困っています。

「多くの人が使うようになって、
しょうちゅう待たされるようになった!」
「出しっぱなしのおむつ替えシートが邪魔で、
出入りができないことがある!」
「おむつを替える人が長時間占用していて、
その間待たされた!」 など

多機能トイレで待たされた経験を
持つ車いす使用者は94%。

待たされたことがよくある
52% たまにある
42% あまりない
1.9% 全くない
1.0%



多機能トイレが使用できず、
他に使えるトイレがなくて待つことに...



おむつ替えシートがたまたま使われておらず、車いす使用者は自分で出入りできない

車いすを使用される方は、広いスペースが必要なので、
多機能トイレを利用されています。

一般トイレを利用できる方が、多機能トイレを
長時間利用することは控えましょう!

トイレにある設備は、このように使われています。

●オストメイト(人工肛門等保有者)
-ナプキン(便をためておく袋)から尿を流す
ために汚物流しを使用



●車いす使用者
-移動できる広いスペースが必要
-便器に障害するものに手すりを使用



●子ども連れ
-立たせておむつを替えるために、着替え台を使用

●子ども連れ
-おむつを替えるために、おむつ替えシートを使用

●子ども連れ
-子どもを助けるために、ベビーチェアを使用

設備を必要とする、さまざまな方が利用されています。
お互いに思いやりの心を持って利用しましょう。

発行:国土交通省総合政策局安心生活政策課
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 電話 03-5253-8111

10 ユニバーサルデザインの考え方に基づく施策の推進

国土交通分野におけるバリアフリー化の推進に多大な貢献が認められた個人又は団体を表彰し、バリアフリー化に関する優れた取組みを広く普及させるとともに、これらの諸活動を奨励することを目的として、平成19年度に、「国土交通省バリアフリー化推進功労者大臣表彰制度」を創設。

国土交通省バリアフリー化推進功労者大臣表彰

■表彰対象

バリアフリー化の推進に向けて国土交通分野における多大な貢献が認められ、かつ顕著な功績又は功労のあった個人又は団体

■選定方法

国土交通省バリアフリー化推進功労者大臣表彰選考委員会において、本省内部部局及び地方局等から推薦のあった候補案件の中から表彰対象を選考し、最終的に国土交通大臣が決定

■これまでの表彰実績

第1回表彰(平成20年3月10日)から
第8回表彰(平成27年1月16日)までに、
計39件を表彰



H26年度表彰の様子

10 ユニバーサルデザインの考え方に基づく施策の推進

大臣表彰 受賞事例①

一般社団法人全国子育てタクシー協会

「子育てタクシーのネットワーク化による子育て支援活動の全国展開」

◆取組みの概要

受賞者は、地域で子育て支援の取組みを行うタクシー事業者を会員とする全国レベルの団体として、「子育てドライバー養成講座」や「子育てタクシー補償制度」を立ち上げるとともに、地域の子育て支援団体と協働して、子育て家庭が安心して利用できるタクシーの普及を図っている。



▲運転前の安全確認



▲子育てタクシードライバー登録証



▲救急救命講座



▲ベビーカー開閉のお手伝い



▲子育てタクシー車両



▲ママ体験講座

10 ユニバーサルデザインの考え方に基づく施策の推進

大臣表彰 受賞事例②

八王子市

「民間施設への子育て支援スペースの整備支援」

◆取組みの概要

「子育てしやすいまちナンバーワン」を目指し、親子で安心して外出できる環境を整備するため、民間事業者の協力を得て、授乳や調乳・おむつ換えができるスペースである「赤ちゃん・ふらっと」の設置を支援する事業に取り組んでおり、子どもと一緒に安心して外出ができる環境整備という新しいまちづくり課題に対し、独自の補助制度を創設するなど官民協働の子育てしやすいバリアフリーのまちづくりに取り組んでいる。



▲「赤ちゃん・ふらっと」の設置状況



▲「赤ちゃん・ふらっと」の設置箇所等を掲載した「スクスク・スマイル・マップ」

10 ユニバーサルデザインの考え方に基づく施策の推進

大臣表彰 受賞事例③

佐賀県

「パーキングパーミット制度導入などによる先導的なまちづくり」

◆取組みの概要

公共施設やショッピングセンターなどの身障者用駐車場において、障害のない人による不適正利用を防ぐために、利用証交付などからなる「パーキングパーミット制度」を全国に先駆けて実施するなど、地域の課題に対応した先導的なまちづくりに取り組んでいる。



▲駐車スペース



▲駐車スペース(プラスワン)



▲利用証の例



10 ユニバーサルデザインの考え方に基づく施策の推進

○障害者駐車場の適切な利用促進方策

1. 障害者等用駐車スペースの適正利用に係る普及啓発の推進

内閣府、厚生労働省、警察庁と連携して、障害のある方が安心して障害者等用駐車スペースを利用できるよう、適正利用のためのマナー啓発に資するポスター・チラシを作成(平成22年3月)。



2. 障害者等用駐車スペースの適正利用等の促進に関する調査研究

障害者等用駐車スペースの適正利用に係るニーズや課題、具体的取組方策等の調査を踏まえ、報告書を取りまとめるとともに、駐車場の運営管理者や地方公共団体に参考として頂くため、不適正な駐車を防止するための取組みや障害のある人が障害者等用駐車スペースをより円滑に利用できるような取組みを紹介するパンフレットを作成(平成23年5月)。



10 ユニバーサルデザインの考え方に基づく施策の推進

I ベビーカー利用の現状と課題

- ✓ バリアフリー化の進展に伴い子ども連れでの外出が増加してきた結果、公共交通機関等におけるベビーカー利用に関するトラブルや意識の差などが顕在化
- ✓ 交通事業者等の取り組みやベビーカーマークも、統一的な取り扱いではなく、事業者独自のものが多い
→平成25年6月に、実務者で構成される「公共交通機関等におけるベビーカー利用に関する協議会」を設置して、ベビーカー利用に関する必要な事項を検討

II ベビーカー協議会とりまとめ(平成26年3月)

「子どもの安全を守る」「子育てしやすい環境をつくる」ために、利用者及び関係者が自主的に取り組むことをお願い事項として整理

- ① ベビーカーの安全な使用 [チラシ等により周知]
- ② ベビーカー利用への理解・配慮 [ポスター等により周知]
- ③ 統一的なベビーカーマークの作成

① チラシの例(鉄道)



③ 統一的なベビーカーマーク



III 大臣報告(平成26年3月26日(水))



IV 広報・周知活動

平成26年5月1日～5月31日までの1ヶ月間、「公共交通機関等におけるベビーカー利用に関する協議会」キャンペーンを実施

10 ユニバーサルデザインの考え方に基づく施策の推進

○ベビーカー協議会 構成員

学識経験者

秋山 哲男 中央大学研究開発機構教授(座長)
大森 宣暁 宇都宮大学大学院工学研究科教授
西本 由紀子 神戸女子大学家政学部助手

子育て等関連団体

松田 妙子 特定非営利活動法人せたがや子育てネット代表理事
白石 智子 特定非営利活動法人びーのびーの
三浦 塔子 子育て応援とうきょう会議事務局長
(東京都福祉保健局少子社会対策部次世代育成支援担当課長)
平野 祐子 主婦連合会社会部
五嶋 啓伸 ベビーカー安全協議会代表幹事
(コンビ株式会社代表取締役社長)

行政機関

福田 泰和 経済産業省産業技術環境局国際標準課長
高橋 政義 経済産業省商務情報政策局生活文化創造産業課
日用品室長
澤井 俊 国土交通省鉄道局鉄道サービス政策室長
寺田 吉道 国土交通省自動車局旅客課長
新垣 慶太 国土交通省海事局内航課長
高田 昌行 国土交通省港湾局産業港湾課長
久保田 雅晴 国土交通省航空局航空ネットワーク企画課長
山下 幸男 国土交通省総合政策局安心生活政策課長

(オブザーバー)

宮本 悦子 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付
少子化対策担当参事官

交通事業者団体等

阪本 未来子 東日本旅客鉄道(株)鉄道事業本部サービス品質改革部長
榊原 篤 東海旅客鉄道(株)営業本部担当部長
多田 真規子 西日本旅客鉄道(株)鉄道本部営業本部CS推進部長
小林 圭治 一般社団法人 日本民営鉄道協会企画財務部長
石島 徹 一般社団法人 日本地下鉄協会業務部長
川合 登 公益社団法人 日本バス協会業務部長
本田 昭則 一般社団法人 日本旅客船協会業務部長
菅野 道宏 一般社団法人 全国空港ビル協会事務局長
岩佐 英美子 一般社団法人 日本ホテル協会事務局長
今井 隆 一般社団法人 日本ショッピングセンター協会情報企画部
担当部長
岡部 一郎 日本百貨店協会業務・政策統括部長
丸山 裕弘 一般社団法人 日本ビルディング協会連合会政策委員

その他

竹島 恵子 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団
バリアフリー推進部企画調査課課長代理
児山 啓一 (株)アイ・デザイン代表取締役
(ISO TC145/SC1(一般案内図記号国際標準化)国内委員会主査)

ご清聴ありがとうございました。

国土交通省 総合政策局 安心生活政策課

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/index.html>